

千葉県海苔販売促進基本方針に基づくチーバくん（ちば海苔）デザイン 使用取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、チーバくん（ちば海苔）デザインを適正かつ効果的に使用することにより、ちば海苔のファンを獲得するために実施する「千葉県海苔販売促進基本方針」に基づく取組を推進するとともに、消費者のちば海苔の認知度の向上を図ることを目的として、チーバくん（ちば海苔）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）ちば海苔：千葉県海面で生産された乾海苔
- （2）デザイン：チーバくん（ちば海苔）デザイン・・・（別記1）
- （3）デザインガイドマニュアル：デザインの利用方法について県（報道広報課所管）が定めたもの

（使用者）

第3条 デザインは、千葉県農林水産部水産局水産課長（以下「管理者」という。）の許諾を受けた次の各号に該当する者が使用することができる。

- （1）千葉県漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）
- （2）千葉県海苔問屋協同組合（以下「問屋組合」という。）
- （3）ちば海苔を生産する漁業者が所属する漁業協同組合又は生産者団体
- （4）漁連が行うのり共販の指定商社

2 前項各号に掲げる者のほか、使用を希望する者で、その使用方法が第1条に掲げる目的の達成に寄与するものとして管理者が認めた者はデザインを使用することができる。

（使用申請）

第4条 デザインを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、漁連又は問屋組合を經由して管理者に提出し、その許諾を得るものとする。

- (1) 使用方法の企画書
(レイアウト、イメージ図、写真等、使用方法がわかるもの)
 - (2) 漁連又は問屋組合代表者の副申書(様式第2号)
- 2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、許諾を要しない。ただし、管理者に対して、使用報告を行うものとする。
- (1) 県内の市町村が使用するとき。
 - (2) 千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき。
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
 - (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- 3 管理者は、申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し適当と認められるときは、デザインの使用を許諾し、許諾通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

(使用の用途)

第5条 デザインは、以下の用途で使用することができる。

- (1) 別記2に定める共通販促資材(資材①～⑤)
- (2) ちば海苔及びその加工品の個別の包装・パッケージ
- (3) (2)以外の、ちば海苔の生産振興・消費拡大・知名度向上を目的とした商品等又はその包装・パッケージで販売するもの
- (4) (1)～(3)以外のちば海苔の生産振興・消費拡大・知名度向上を目的とした資材・景品等又はその包装・パッケージで販売しないもの
(例) 名刺、段ボール箱、ポスター、チラシなど
- (5) ちば海苔の生産振興・消費拡大・知名度向上を目的とした広告
(例) ホームページ、雑誌等への広告掲載

(デザイン使用料)

第6条 デザインの使用料は無料とする。

(デザインの使用期間)

第7条 使用期間は、原則として1年間とする。

- 2 前項の使用期間終了後において、引き続き使用するときは、使用者は改めて申請書を提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
 - (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
 - (4) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と
標記を付すること。
 - (5) 原則として物品には許諾番号を付すること。
 - (6) 許諾に際して「チーバくんのイラストは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 2 管理者は、デザインを使用する者が、前項に掲げる遵守事項を遵守しない場合、是正又は使用の中止を申し入れることができる。
- 3 管理者は、前項の規定による使用の中止により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(責任の制限)

第9条 使用者が、デザインの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、管理者は責任の一切を負わないものとする。

(補 則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に管理者が定める。

附則

この要領は、平成29年6月30日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月21日から施行する。

附則

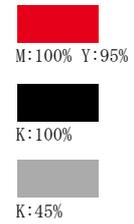
この要領は、令和7年9月10日から施行する。

別記1 デザイン：チーバくん（ちば海苔）デザイン

①カラー

②グレー

③モノクロ



別記2 共通販促資材

種類	
資材①	大のぼり（縦）
資材②	小のぼり（縦）
資材③	横断幕
資材④	リーフレット
資材⑤	ポリエチレン手提袋

(様式第1号)

千葉県海苔販売促進基本方針に基づくチーバくん（ちば海苔）デザイン使用許諾申請書

年 月 日

千葉県農林水産部水産局水産課長 様

住所

氏名

チーバくん（ちば海苔）デザインを使用したいので、千葉県海苔販売促進基本方針に基づくチーバくん（ちば海苔）デザイン使用取扱要領第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 新規又は継続の別

新規 継続

2 使用期間（使用開始希望日）

年 月 日から1年間

3 使用の用途

(1) 共通販促資材

種 類	作成部数等	備 考
資材①		
資材②		
資材③		
資材④		
資材⑤		

(2) その他資材 (要領第5条 (2) ~ (5))

使用の用途	作成するもの の内容	作成部数等	備 考 (注1)
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			

(注1) 継続申請の場合、前回の使用許諾に基づく使用数を実績数として記入する。

3 連絡先 (担当者)

担当者名	(所属)	(氏名)	
住 所			
TEL		FAX	
e-mail			

<添付資料>

- (1) 使用方法の企画書 (レイアウト、イメージ図、写真等、使用方法がわかるもの)
- (2) 副申書 (様式第2号) (*漁連又は問屋組合代表者)

(様式第2号)

副 申 書

年 月 日

千葉県農林水産部水産局水産課長 様

所 属

代表者

このたび、別添のとおり、(申請者)からの千葉県海苔販売促進基本方針に基づくチーバくん(ちば海苔)デザインの使用申請は、適当と認めたので、副申します。

申請者との関係： 本人 ・ 組合員又は会員 ・ 生産者団体
共販指定商社 (東京部会 ・ 大森部会)
その他 ()

*該当する関係を○で囲むこと

(様式第3号)

年 月 日

様

千葉県農林水産部水産局水産課長

千葉県海苔販売促進基本方針に基づくチーバくん（ちば海苔）デザイン
使用許諾通知書

年 月 日付けで申請のあったチーバくん（ちば海苔）デザインの使用については、
千葉県海苔販売促進基本方針に基づくチーバくん（ちば海苔）デザイン使用取扱要領
第4条第3項の規定により下記のとおり許諾します。

記

1 使用許諾の内容

使用期間	
------	--

使用の用途	対象物品	作成部数等	許諾番号	備考
(1)	資材①			
	資材②			
	資材③			
	資材④			
	資材⑤			
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				